

禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。随いで難彝を將て例に照らして館に發りて安挿す。仍お官に委して日に按じて廩餼を給与し養贍す。且つ衣服等の件を賜う。十二月二十六日に至り一婦、男一名を産す。共計一十二名口なり。特に都通事鄭廷幹等を遣わし、船一隻に駕し、梢役共に三十七員名を率領し、解送して福建に前來す。

伏して乞うらくは、貴司、督撫兩院に転詳し、部文に照依して題請し、難彝を遞送して京に赴き、故土に生還するを得せしめんことを。特だに朝鮮、拳国の臣民感激するのみならず、則ち普天率土、傾心向化せざる無し。懇乞わくは差わす所の都通事鄭廷幹等、堅固に修船し、仍お原船に坐し夏至の蚤汛に乗じて本国に遣帰せんことを。此れが為に擬して合に由を備えて貴司に移咨すべし。來文の事理に依らんことを請う。煩為わくは查照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

雍正十二年（一七三四）二月 日

2-20-14

国王尚敬の、朝鮮国の難民護送のため都通事鄭廷幹等に付した執照（雍正十二《一七三四》、二、十三）

琉球国中山王尚（敬）、漂海の難彝を解送し、以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

切照するに、雍正十一年十二月初四日、敝国属島の馬齒山地方官の報に拠るに称すらく、本年十一月二十九日未の時に、番船一隻漂來する有り。礁に衝りて攔破し、即刻島民、船を撥して之を救う。人皆登岸す。就ちに查するに朝鮮国の人、男丁六名・婦女五口、共計一十一名口なり。船内には貨無く、只だ隨身の衣服並びに日用の器物等の件有るのみ。此れに因り、本年十二月初四日に該島の頭目、中山に解到す、等の因あり。

查するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。随いで難彝を將て例に照らして館に發りて安挿す。仍お官に委して日に按じて廩餼を給与し養贍す。且つ衣服等の件を賜う。十二月二十六日に至り一婦、男一名を産す。共計一十二名口なり。特に都通事鄭廷幹等を遣わし、船一隻に駕し、梢役共に三十七員名を率領し、咨文を齎捧して福建等処承宣布政使司に

解送す。部文に照依して題請して通送し、京に赴きて返国せしめんことを乞う。

茲に差去せる員役は、若し文憑無ければ、所在の官軍、守口人役の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に、王府、礼字第二十六号の半印勘合執照を給発し、都通事鄭廷幹等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津隘口及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

難彝男丁七名 婦女五口

護送都通事一員 鄭廷幹 人伴五名

司養贍大使一員 向元瑞 人伴三名

管船夥長・直庫二名 毛世定 雍納珉

水梢共に二十五名

右の執照は都通事鄭廷幹等に付し、此れを准ず

雍正十二年（一七三四）二月十三日 給す

注（一）司養贍大使 養贍は養育する、扶養するの意。漂着中国人を護送する際の世話役。

（二）毛世定 安富祖里之子親雲上（『家譜（二）』八三四頁、梁国琬の譜）。雍正十二年の管船夥長。『宝案』では乾隆十一年の在船通事（卷二八）、十五年の都通事（卷三一）、乾隆十九年の結状では正議大夫（卷三六）として名がみえる。

（三）雍納珉 雍正十二年の管船直庫。

2-20-15

福建布政使司より国王尚敬あて、琉球より送還された朝鮮国の難民の処遇について知らせるむねの咨

（雍正十二《一七三四》、七、二十六）

福建等処承宣布政使司、漂海の難夷を解送し、以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

貴国王の咨を准けたるに称す。

切照するに、雍正十一年十二月初四日、敝国属島の馬齒山地方官の報に拠るに称すらく、本年十一月二十九日未の時に、番船一隻漂来する有り。礁に衝りて攔破し、即刻島民、船を撥して之を救う。人皆登岸す。就ちに査するに朝鮮国の人、男丁六名・婦女五口、共計一十一名口なり。船内には貨無く、只だ隨身の衣服並びに日用の器物等の件有るのみ。此れに因り、本年十二月初四日に該島の頭目、中山に解到す、等の因あり。

査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵し